

日本労働年鑑 第54集 1984年版
The Labour Year Book of Japan 1984

第二部 労働運動

VI 権利闘争

1 スト権奪還闘争

仲裁裁定不実施・人事院勧告凍結とILO提訴

一九八二年五月八日に出された公労委の仲裁裁定について政府は使用者当局にその受諾および実施を許さず、五月一八日第九六国会に議決案件として付託した。しかしながら、九四日間の大規模な会期延長をおこなったにもかかわらず、仲裁裁定実施に関する議案は議決されなかった。一九五八年以降すべての年において公企体労働者の賃金は仲裁裁定によって決定されてきているが、ごく少数の例外をのぞき裁定後一ヵ月以内に実施する決定がおこなわれてきた。

総評と公労協各組合は右仲裁不実施について八月二四日ILOに提訴した(なお、同盟系の全官公の三組合も同時提訴)。提訴の理由は「スト権の代償である公労委の仲裁裁定について政府が実施の努力を放棄し、国会に付議し、完全かつ迅速に実施しないのはILOの確立された原則に反する」というものである。

ILO結社の自由委員会は右提訴について組合側の主張をほぼ全面的に採り入れた報告(第二一八次報告一一五号事件)を一月二六日理事会に提出し、理事会は右報告を承認・採択した。

報告のうち委員会の「勧告」部分は次のとおりである。

【ILO結社の自由委員会勧告(部分)】

三六一、これらの事情の下で、委員会は、理事会に対して、この報告、特に以下に述べる結論を承認するよう勧告する。

(a)委員会は、不可欠な業務又は公務においてストライキが禁止される場合には、このような制限は、適切、公平かつ迅速な調停及び仲裁の手段によって代償されるべきであり、裁定は、あらゆる場合において両当事者を拘束するものであり、かつ、裁定が一旦下されたときには完全かつ迅速に実施されるべきであるとともに、立法機関に対する予算上の権限の留保が、強制仲裁裁判所が行った裁定の条件の履行を阻害する効果を持つべきではないという原則に本委員会の付している重要性について、政府の注意を喚起する。

(b)委員会は、政府が述べたように臨時国会が近日中に開催され、上記の原則に妥当な考慮を払いつつ、この問題に関する決定が行われるようにとの希望を表明する。

(c)委員会は、政府に対し、この問題における今後の進展について引き続き通報するよう要請する。

一方、人事院勧告については、政府が九月二四日の閣議で人事院勧告凍結を閣議決定したことにたいし、総評と公務員共闘は一〇月一二日にILOに提訴した(同盟の全官公は一〇月八日提

訴)。

右提訴についてILO理事会は一九八三年三月四日、ILO結社の自由委員会報告(第二二次報告一一六五号事件)を承認した。結社の自由委員会報告は日本政府のとった人勧凍結の措置にたいし、明白に非とする判断を示している。一九八二年一月の前掲の仲裁裁定不実施に関するILO結社の自由委員会報告につづいて、政府による労働基本権侵害は国際的批判を受けることとなったわけである。(委員会の「勧告」は本年鑑特集「人事院勧告凍結問題」を参照)

公務員共闘のスト権立法構想

総評と公務員共闘会議は一九八三年六月「公務員労働法に関する立法構想」を発表した。

この立法構想は、八〇年代における労働基本権奪還闘争をめぐるあらたな情勢に対応し、たたかひの具体的・現実的な発展を期してとりまとめられたものであり、すでに発表されている公労協のスト権立法構想とあわせると、国家公務員、地方公務員、公共企業体職員の全部について労働側からの立法構想が出そろったことになる。

立法構想の内容は、(1)適用範囲、(2)団結権、(3)団体交渉権・協約締結権、(4)争議権の承認とその制約の限界、(5)争議行為の調整、(6)人事院・人事委員会・公平委員会の再編成、(7)労働基準法等の全面適用——からなっている。

(4)と(5)の部分はつぎのとおりである。

【公務員共闘「公務員労働法に関する立法構想」(部分)】

四、争議権の承認とその制約の限界

(1)国公法、地公法および地公労法の争議行為禁止に関する規定を削除し、労組法一条二項(刑事免責)および八条(民事免責)の規定を適用する。

(2)争議行為の予告(労調法三七条)、緊急調整制度(三五条の二)、安全保持施設に関する規定(三六条)など、労調法の争議行為制限の規定を適用する。ただし、これらの規定の適用に際しては、公務部門は公益事業に含まれるものとする。

(3)業務の停廃が国民、住民の生命、安全、衛生その他日常生活に対して回復すべからざる重大な支障をもたらす場合は、まず、当局側の責任において最善の措置を講ずべきである。しかし、その措置が十分に講じえない場合には、その必要最小限度の範囲内で保安要員の提供を法律上義務づけるものとする。なお、保安要員に関する協定不成立の場合には、公務労働委員会による仲裁によって決定する方法が考えられる。

五、争議行為の調整

(1)争議の調整は公務労働委員会の権限とする。

(2)争議の調整に関しても、公務部門を公益事業に含ませることとする。

(3)あっせん、調停、仲裁手続については労調法を適用する。したがって、公務労働委員会による職権あっせん(労調法一二条)、公益事業の場合の強制調停(一八条)も認められる。

(4)調停前置主義については、次のような考え方がある。

A 争議行為に先立つ調停前置主義を設けるものとする。ただし、この場合には、労調法上の予告制度は不要なものとする。なお、調停前置主義をとるときは、事件の争点、団体交渉の経緯等につき、公務労働委員会の中に実情調査委員会を設け、実情を公表する制度を採用することも考えられる。

B 予告制度と調停前置主義を併用し、予告期間の一〇日を過ぎればストライキを開始するものとする。したがって、調停期間も一〇日を過ぎれば消滅することとなる。

C 調停前置主義は争議権に対する過剰な干渉としてこれを認めない。

(5)緊急調整制度については現行法を適用することとする。ただし、緊急調整制度の中に強制仲裁制度を導入することも考えられる。この場合には、仲裁裁定について労使間協定と同様に、議会にこれを尊重すべき旨の規定を設けることとする。

日本労働年鑑 第54集 1984年版

発行 1983年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 ●

2001年8月28日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1984年版(第54集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
